

裁判員経験者の意見交換会議事概要

福島地方裁判所

日 時 平成26年7月3日（木）午後2時～午後4時

場 所 福島地方裁判所第1会議室（5階）

出席者 司会者 中 島 真一郎（福島地方裁判所判事）

法曹出席者 有 賀 貞 博（福島地方裁判所郡山支部判事）

吉 武 斉 彦（福島地方検察庁検事）

尾 形 昭（福島県弁護士会郡山支部弁護士）

裁判員経験者 7人（1番～5番，7番，8番（6番欠席））

出席報道機関 福島民報，福島民友，朝日新聞社，読売新聞，共同通信社，時事通信社，NHK，福島テレビ，福島中央テレビ，福島放送，テレビユー福島，河北新報社

本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただ今から，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます福島地方裁判所の裁判官の中島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨は，実際に裁判員を経験された方々がどのような御意見や御感想を持たれたのかをお伺いし，今後の裁判員裁判の運用に活かしていきたいというところにあります。また，裁判員を経験された方々の生の声をお伝えすることにより，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，裁判員裁判に対する具体的なイメージが伝わるのではないかと考えております。

こうした趣旨のもと，本日は，裁判員を経験された7名の方に御出席をいただきました。また，検察官，弁護士にも御出席いただいております。また，裁判官も出席しております。

7名の裁判員経験者の皆様には，裁判員制度をより良いものとするためにも，率直な御感想，御意見を述べていただければと思います。

自己紹介等

司会者

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

吉武検察官をお願いします。

吉武検事

福島地方検察庁の検事の吉武と申します。よろしくお願いします。

司会者

尾形弁護士をお願いします。

尾形弁護士

福島県弁護士会の尾形と申します。裁判員裁判において、我々は、こうしたら裁判員の方に分かりやすいのではないかと考えて主張をしていますが、裁判員の方のアンケートを見て愕然とすることも多いです。有名な刑事弁護人が、弁護人の弁論は、弁護人の思いを伝えるという意味でラブレターだと言っていますが、福島の弁護士は今のところ失恋ばかりというところですよ。今日は、失恋の記録を止められるよう、いろいろな御意見をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

司会者

有賀裁判官をお願いします。

有賀判事

福島地方裁判所郡山支部の裁判官の有賀でございます。本日は、裁判員を経験された方の御意見、率直なところをお聞かせいただきたいと思います。普段は、検察官や弁護人と、どうしたら分かりやすくなるのかと、事件の準備の段階で、あるいはその後にも話はしているのですが、今日は実際に経験された方に御意見を聴くことによって、よりよい裁判員裁判ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、裁判員裁判に参加しての感想や印象などを簡単にお話しいただければと思います。

例えば、裁判員に選ばれる前と、実際に裁判員を経験された後とでは、裁判員裁判への参加に対する気持ちに変化がありましたでしょうか。

1 番の方からお願いします。1 番の方が参加された裁判は、被告人が、遊ぶ金欲しさに、父親を鉄パイプで殴るなどして現金等を奪い取ったという強盗致傷の事件でした。

裁判員経験者 1 番

私は、昨年 3 月に強盗致傷事件の裁判を経験しました。被害者は実の父で、厳罰を求めておらず、被告人も罪を認めて反省しているという事案でした。裁判員に選ばれる前は、自分が選ばれるわけがない、と他人事のように思っていたので、実際選ばれたときには、とまどいや不安がありました。ただ、ある言葉をかけていただいたことにより、気持ちが楽になりました。その言葉は、「あなたは裁判官じゃないんだよ。裁判員だよ。法律のことが分からなくても、みんな同じだから。こんな経験ないんだから。」というものでした。実際参加したら、裁判員に対してとても分かりやすい説明で、法廷で専門用語が出た際にも、裁判長が「もう少し分かりやすく説明してください。」などと言ってくくださったこともありました。私にとって、貴重な経験だったと思います。

司会者

次に、2 番の方、お願いします。2 番の方は、1 番の方と同じ裁判に参加されています。

裁判員経験者 2 番

私も、初めて裁判員裁判を経験しました。私も参加することになるとは思っていませんでした。裁判員制度ができた直後から内容は知っておりまして、参加してみたいなどは考えていましたので、自分が選ばれてしまって逆に申し訳ないような気持ちでした。裁判の内容は、親子のけんかの延長のような内容でしたので、理解しやすい裁判でした。量刑を決めることが一番のポイントとなる裁判でして、自分でも考えやすい裁判でした。内容自体も分かりやすく、裁判官の説明も私には理解しやすかったです。ただ、量刑を決めるのはすごく難しいことなんだなと思いました。裁判員は非常にいいものだと思いますので、なかなか参加できるものではないですが、また参加してみたいなと思っています。

司会者

3 番の方、お願いします。参加されたのは、被告人が妻の浮気に腹を立て、殴る蹴るの暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事件でした。

裁判員経験者 3 番

裁判員制度ができたとき、市民の意見が取り入れられていい制度ができたと思っただけで、他人事のように思っていました。まさか自分が選ばれるとは思いませんでした。お知らせが来て大変びっくりしましたが、そこから裁判までの期日は、思い返せば慌ただしかったような、でもよく考えてみればじっくり考えることができたような、適切な時間をいただけたと思っています。何も知らない自分が選ばれていいのだろうかと思いましたが、何も知らない一般市民の意見が求められているのだったら参加しようと思って参加しました。事件は、夫婦の問題から発展したという事件で、今までニュースや新聞で事件を遠いものとして見ていましたが、夫婦の事件だったこともあり、生活の延長上にあるのだと思いました。じっくり考えていかなければならないと今回参加して思うことができました。

司会者

4 番の方、お願いします。参加されたのは、母親が 12 歳の息子を殺害した無理心中の事件でした。

裁判員経験者 4 番

裁判員候補者名簿に登載されたという通知が来てから、だいぶ時間が経って選任手続期日の通知が来ました。忘れかけていたときでしたので、驚きました。裁判所に来てからは、あっという間に裁判に入っていったということで、その点は、期間が短くて分かりやすかったと思います。学生時代に法律の勉強をしたことがあったので、機会があればと思っていました。たまたま会社も辞めていたので、勉強させていただいて感謝しております。裁判所に来たこともありませんし、法廷も見たことがなかったので、こういうものがあるんだとか、法廷はこうなってるんだなど分かって、その後、ニュースで裁判長のお顔を見ると、自分はいそそこに座ったんだと思い、裁判が身近になったということでは、裁判員をやった良かったなと思います。評議では、疑問に思ったこともありましたが、いろいろな方が裁判に参加することは、これからも続けた方がいいのかなと思います。ニュースを見ても身近に感じますし、人ごとじゃないって問題意識の持ち方も変わってくるんじゃないかと思っています。

司会者

5 番の方、お願いします。参加されたのは、4 番の方と同じ事件です。

裁判員経験者 5 番

裁判員裁判の制度ができたことは、報道で分かっていましたが、一般人が裁判に関わってうまくいくのかどうかと興味は持っていました。皆さんと同じですが、実際選ばれるとは思っていませんでした。自分で経験してみて、やはり裁判というものの難しさを感じました。刑罰の確定に至る経緯など、一般人が普通に考えて、未だにあの結果で良かったのか思い返すことがあります。参加して良かったと思ったのは、実際の裁判を体験することで、裁判の公平性が確立されているんだなと分かったことです。今まで、普通に新聞やニュースでしか知り得なかった事件を、裁判員を経験することで、その事件の背景にどういう問題があるのかより深く考えるようになりました。裁判員を経験して、こういう事件があって、求刑がこうで、判決がこうなった、というだけでなく、その奥にある社会の問題点を考えるようになったことが自分にプラスになったと思います。

司会者

7 番の方、お願いします。参加されたのは、被告人が妻を包丁で刺し殺そうとした殺人未遂と、止めに入った長男に傷害を負わせたという事件です。

裁判員経験者 7 番

裁判員制度を知って、いつか選ばれたら真剣に取り組もうと思っていました。いろいろ考えて臨めたと思っています。職場も理解がありまして、裁判員に選ばれたと伝えたところ、「しっかり頑張ってきて。」と言ってもらえました。戻ってから、職場で興味を持っている人に対して、守秘義務の許す範囲で「こんな私でもできたんだから大丈夫だよ。」と伝えることができます。裁判員に選ばれて、このように職場で話せて、それだけでも良かったと思います。事件やニュースも違った目で見ることができるようになり、私は参加できて良かったと思っています。

司会者

8 番の方、お願いします。参加されたのは、万引きをした被告人が、自動車で逃走する際に店の経営者にけがを負わせたという強盗致傷の事件です。

裁判員経験者 8 番

通知が来まして、裁判員になるかもしれないということになりましたが、いろいろな守秘義務などに縛られるし、小さいながらも会社をしていますので、できないなど思っていたのですが、職場や家族の後押しもあり、参加しました。参加してか

らは、不安もありましたが、評議をやっているうちに、いろいろな人の考え方を聞いたり、自分の意見を述べることができ、勉強になりました。今回も参加するかどうか迷いましたが、いろいろな人の考えも聞いてみたいと思いましたし、従業員も自分らが選ばれたらどうしようと言っているのを聞いて、自分は裁判員裁判に参加して少し勉強になったということを伝えたいと思いました。

司会者

裁判員裁判に参加したことによって、裁判や刑罰等についての見方は変わったということはありませんか。

裁判員経験者 1 番

刑罰については、私たちはプロとは根本的に違うので、判断できる範囲が難しいと実感しました。

裁判員経験者 2 番

刑罰についての見方については特に大きな変化はありません。どういう刑がふさわしいか、というのは、過去の判例とか、方針とか例示がないと考えようがないレベルなので、その後も、ニュースで懲役何年、などというのを見ると、どれだけの人が頭を悩ませているのかなと思うようになりました。今までは漫然と見るだけだったのですが、今は、どういうことがあったんだろう、どんな経緯で罪を犯したんだろうといろいろ考えるようになりました。

裁判員経験者 3 番

刑罰に対する見方は変わっていません。裁判員に参加して、興味は持ったとは言っても、その後勉強したりはしていません。ただ、新聞やテレビで、判決のニュースを見ると、そこまでに至る、裁判官、裁判員に思いを巡らせるようになりました。

裁判員経験者 4 番

判決の内容が、保護観察付きの執行猶予だったのですが、それがどういうものかというのが最初よく分からなかったです。戸惑いがありましたが、保護観察の説明を受け、共通認識を持てたので良かったです。専門家ではないので、そういうものがあるということも分からなかったのですが、どういうものか説明してもらって良かったです。保護観察を付けたら、裁判員はどこまで面倒を見るというか、自分でどこまでフォローするのか、すべきなのか、しなくていいのか、付け方も非常に難しいなと思いました。今でも被告人がその後どうしてるのかなと気になることがあ

ります。

裁判員経験者 5 番

参加する前までの裁判や刑罰に対する考え方は、報道で知ったものを受け流すような感じでしたが、経験した後は、その刑罰を科すことの大変さが分かったものから、どういう事件でこの刑罰に至ったのかと奥のところまで考えるようになりました。自分の経験した裁判で、裁判員としての役割は終わりましたが、保護観察付きの執行猶予ということで、現在、病状が良くなっているのかなと気にはなりません。病気を治して、罪に向き合えるようになってほしいなと思っています。

裁判員経験者 7 番

刑を決めることの難しさ、プレッシャーを感じました。裁判長、裁判官、裁判員で合議して、いい結果が出たのではないかと考えています。素人は、感情に走ってしまうこともあります。過去の判例を見たりして、いい判決になるようにいろいろ配慮してもらったり、分かりやすい言葉で私たちの目線で解説してくれました。いい結果が出せたかなと思います。

裁判員経験者 8 番

裁判が終わってから、裁判員裁判になるような事件は、事件の中でも、一般の人が判断しなくちゃならない事件なのかなと考えました。いろいろ評議したことで、自分にとっても、良かったのかなあと考えています。

法廷での審理についての感想・意見

司会者

それでは、法廷での審理について、手続の流れに従って、御感想や御意見を伺いたいと思います。

法廷での、検察官や弁護人の活動で良かったと思われた点や疑問や不満に感じた点について、どのようなことでも結構ですので、お話しいただきたいと思います。

実際の裁判では、まず被告人が本人か間違いはないかどうか名前などを確認した上で、検察官から起訴状が朗読されます。それに対して、被告人、弁護人から意見が述べられて、その後、証拠調べに入ります。証拠調べの冒頭で、冒頭陳述が行われ、その後の証拠調べでどういうことを行うのか、事件の背景や概要について説明があったと思います。冒頭陳述を聞いて、事件の概要はしっかり頭に入りましたか。また、情報量は適切だったでしょうか。

裁判員経験者 1 番

初めて経験して、緊張のなか、検察官のお話を聞きましたが、検察官の資料はとも分かりやすく、こういう表現がいいのか分かりませんが、講義でも受けているような感じで理解しやすかったです。専門用語が出た際には、裁判長から分かりやすく説明するようフォローしていただくなど配慮がありまして、私なりによく理解できたと思えました。

裁判員経験者 2 番

最初の説明を受けたとき、内容は、ぱっと聞いた時点で、ああなるほどなと思ったので、分かりやすかったと思います。情報量は十分な量だったと思います。

司会者

1 番の方は、専門用語について、裁判長のフォローがなければ、分からないままになったということでしょうか。

裁判員経験者 1 番

たぶんそうだと思います。説明がなかったら、流れていったのではないかと思います。随所にフォローがありまして、検察官からも分かりやすい言葉で説明していただきました。

司会者

専門用語の観点で言いますと、4 番、5 番の方の事件では、精神障害があり、責任能力が問題になりました。冒頭陳述の段階で、責任能力についてどの程度理解できましたか。

裁判員経験者 4 番

心神喪失ということでしたが、検察官と弁護人の陳述の仕方にも当然微妙な差がありましたし、説明を聞いたときは分かりづらいと感じました。少しずれますが、検察官、弁護人の書面を見ながら主張を聞いておりましたが、検察官の方の文章は分かりやすく見やすいのですが、弁護人の方のものは見てもよく理解できなかったです。プレゼンの能力の差かと思いました。裁判官、検察官、弁護人が、裁判に入る前に事前に話し合いをしていると思いますが、どんなことを話してるのかとちょっと気になりました。悪いことではないと思うんですけど、どこまで話し合っていたのかなと疑問に思いました。説明していただければと思いました。責任能力自体は理解していたので問題なかったです。

司会者

弁護人の書面が分かりにくかった原因は何だったと思われますか。

裁判員経験者 4 番

経験の差なのかなと思いました。検察官の方は同じパターンで何度もやっていると思いますが、弁護人は国選で、経験が一定ではなくて、かなりばらつきがあるという感じでしょうか。弁護人は二人だったのですが、テレビで見るような弁護人のイメージとは違い、全般的な印象として、熱意のようなものが感じられませんでした。

裁判員経験者 5 番

4 番の方と同じ裁判だったのですが、検察官の印象としては、裁判員裁判であることを意識した上で、分かりやすく、声量も十分で、聞いていてよく理解できるお話でした。情報量は、裁判員裁判を経験するのも初めてで、傍聴をしたこともなかったもので、多いか少ないかの比較はできません。自分の中では十分情報は得られたと思います。弁護人の方は、お二人でしたが、ほとんど若い女性の方が担当していて、おそらくまだ経験の少ない方だったと思います。それで、裁判員が聞いていても、何を言いたいのがよく理解できないような話し方になっていたと思います。もったいなかったんじゃないかと思います。もう少し弁護人がしっかりしていれば、違ったものになったのではないかという印象でした。

司会者

それは、内容というよりは、話し方ということですか。

裁判員経験者 5 番

弁護人の方はそうです。検察官が分かりやすく、聞き取りやすかっただけに、余計残念な話し方でした。

司会者

情報量については、確かに比較しようがないと思いますが、裁判員裁判は、法廷で、目を見て耳で聞いて分かる裁判ということになりますので、法廷で理解できるか、ということが大事なところですね。評議室で書面を見返さないと頭に入らなかったとか、そういう経験された方はいらっしゃいますか。

(発言なし)

司会者

法廷で聞いて理解できたという感じでしょうか。7番の方、夫婦間の問題で、家族の問題もありましたが、事件の全体像はすつと頭に入ってきましたか。

裁判員経験者7番

検察官の説明は分かりやすかったです。弁護人の声が聞き取りにくいことがありました。被告人の健康状態が思わしくなくて、もう少し、弁護人と被告人のコミュニケーションが取れていたら、被告人の意見が聞けたのかなと思いました。弁護人の方も限界だったのかもしれませんが、もう少し説明を聞きたかったというのがあります。

司会者

冒頭陳述について、法律家から、経験者の皆さんに何か質問したいことはありますか。

尾形弁護士

弁護人が出す資料が参考になったかどうか、どういうふうだったらもっと分かりやすかったかなどの御意見があればお聞かせください。

司会者

それは冒陳メモのことですね。ペーパーで出してもらっていると思うのですが、弁護人のものが分かりにくかったという意見がありました。実際、検察官のものは、たいていカラーで、関係図などを使って視覚的に分かりやすくしていますが、いかがですか。

裁判員経験者4番

会社でいうと、プレゼンの内容が2ランクくらいダウンなのかなと思いました。検察官の方は、カラーだし、フローもよく分かるし、弁護人の方は、ただずらずらと箇条書きで書いてあるだけでした。全体像がつかめないし、言いたいことが分からないです。7番の方がおっしゃったように、共通していることは、被告人とのコミュニケーションが全体的に悪いのかなという気がします。私のところだけじゃなかったなど。

裁判員経験者2番

確かに、検察官と弁護人のものを比べると、検察官に軍配が上がりますが、事件の内容的に、私としては、逆に箇条書き程度の方が分かりやすかったです。十分分かったというのが正直なところで、箇条書きで悪かったという印象はありません。

司会者

箇条書きでもポイントが掴みやすかったということですかね。事件によっては、箇条書きでも分かりやすさにつながるということですね。

裁判員経験者 2 番

はい。

司会者

冒頭陳述が終わりますと、証拠調べに入りますが、まず、証拠書類の取調べをしたと思います。取り調べた証拠書類の量が多すぎる、または、少なすぎると感じたことはあったでしょうか。証拠書類の取調べにかかった時間は長くなかったでしょうか。供述調書の朗読でその内容は頭にすっと入ってきましたか。供述調書の朗読を聞く中で、どこがポイントになるのか理解できたでしょうか。例えば、朗読される供述調書の内容をメモすることに集中しすぎて、供述調書の内容が頭に入らなかったということはないでしょうか。証拠書類の取調べについて、御意見、御感想のある方はいらっしゃいますか。

3 番の方は、被害者を殴って死亡させたという事件で、解剖した医師の供述調書を取り調べましたが、朗読は理解できましたか。

裁判員経験者 3 番

裁判に参加する前の心構えとして、必要とされた証拠とか書類とかは、心して見ようと思っていました。供述調書、お医者さんの話やイラストなど、すべて素人の裁判員に分かるように配慮された作りになっているなと思いました。供述調書の朗読や冒頭陳述は、どちらかというと、淡々としている方がすんなり頭に入ってくると思いました。検察官や弁護人の話に左右されないで、証拠のみで判断したいと思いました。供述調書などを、ドラマチックに語られたりすると、感情が揺さぶられるので、そういうのは必要ないと思いました。

司会者

7 番の方が参加された殺人未遂、傷害事件の裁判では、殺人未遂の被害者である妻については証人尋問を行い、傷害の被害者である長男については供述調書の取調べを行っていますが、二つの比較で何か違いはあったでしょうか。

裁判員経験者 7 番

本当は、息子さんの話を聞いた方が良かったのかもしれませんが、ただ、心情的

に、奥さんと息子さんは同じ気持ちなのかなと調書でも理解できたので、良かったと思います。写真の見せ方についてですが、最初モノクロで見せて、次にカラーでという形で、裁判員に対する配慮があったと感謝しています。

司会者

長男の方には、できれば直接話を聞きたかったということですが、どういう点で直接の方が良かったのでしょうか。

裁判員経験者 7 番

文面でまとめてあって、おおよそそういうことなんだろうなと思いましたが、本当は本人が法廷に来て、被告人の前で気持ちを述べた方が良かったのではないかと思いました。私たちもそれを聞ければ良かったかなと思いました。ただ、文面も分かりやすかったので、心情を考えれば十分かなと思います。

司会者

写真の話が出ましたが、傷の状況などですか。

裁判員経験者 7 番

傷の状況や現場の写真などです。

司会者

写真を、まず白黒で、次にカラーで見たということですが、見ることによって負担に感じるということはなかったでしょうか。

裁判員経験者 7 番

もともと血を見るのは得意ではないんですけれども、「白黒の写真を示します。」と言った後に写真を見せて、その後「カラーを示します。」と言って見せてもらいましたので、いきなりよりはワンクッション置いてもらって、心の準備ができました。

裁判員経験者 1 番

証拠写真についてですが、裁判長も、裁判員に配慮して、検察官と確認して、殴って血が出た写真を白黒で出してもらいました。出す前に、裁判長から「見なくていいですよ。」という話もありました。普段、私たちはそういう写真を見ないものですから、見た後、何となく頭を巡るということがありました。私たちの事件ではありませんが、ストレスの問題もありますので、裁判員制度のこれからの問題が多々あるのかな、と今思いました。

司会者

できれば見たくないという感じですか。

裁判員経験者 1 番

見たいというのがありますが、その後、何かのときに思い出されるというのがあるって、難しい問題だと思っています。見せないと、その場が分かりませんから、その辺りは今後の問題ではないのかと思います。

司会者

イラストなどでも概略は分かることにはなりますが、実際の写真を見る場合と見ない場合とで、判断が変わってくるということはないでしょうか。

裁判員経験者 1 番

難しいです。写真とイラストでは、受け止め方が違うと思います。どう表現したらいいのか分かりませんが、心の準備がもう少し必要なのかなと思います。裁判員に選ばれてすぐに裁判に臨むことになるので、裁判員に心の準備の段階をうまくフォローした上で、裁判員裁判を進めた方がいいのかなと思いました。

裁判員経験者 5 番

証拠書類の取調べに含めていいのか分かりませんが、被告人が重度の精神障害で、鑑定人の医者から話を聞いていますが、一般人なので、精神鑑定などはよく理解できるわけがありません。もう少し分かりやすくなればいいのになと思います。

吉武検事

証拠書類で、こういう事実が知りたかった、こういう写真が見たかった、こういう証拠物が見たかったなど、お気づきの点があれば伺いたいです。

裁判員経験者 2 番

正直なところ、何を示してもらえれば分かりやすいのかは分かりません。出してもらった時点で分かりましたので、私としては十分でした。どういう証拠があればどうなる、というのがその時点では分かりませんので。見せられて、ああなるほどね、と理解できましたので、不足しているものはなかったと思います。

尾形弁護士

供述調書について、どういうところが調書ではなくて証人として話を聞いたかった、調書を聞いているだけではこういうところが足りなかったなど、感想があればお聞かせください。

司会者

7番の方は、先ほどのお話だと、被害者である長男の親に対する気持ちが直接聞きたかったということですか。

裁判員経験者7番

それもありますし、実際に被告人の前に来たら、被告人から、表情とか言葉とかが出るのではないかと思いました。文面だけでも、どういう状況かはおおまかに分かったんですけど、被告人の気持ち、本人同士のやりとりを聞きたかったという気持ちもあります。

司会者

続いて、証人尋問や被告人質問に入りますが、証人尋問や被告人質問は分かりやすかったでしょうか。尋問時間が長すぎて集中力が続かないとか、質問の意図が分かりにくいといったことはなかったでしょうか。

裁判員経験者2番

質問の内容や回答については、正直よく覚えていませんが、検察官の質問の仕方が、仕事柄仕方ありませんが、非常にきつく、聞いていてしゃくに障るなというレベルの言い方を結構されていました。被告人からはある一定の回答しか返ってこなくて、裁判長から「質問がループしています。」と言われるくらい、嫌みな言い方でした。そういう言い方をされると、自分の感情が若干入ってしまい、被告人が可哀想だと思ってしまうような感じでした。私としては、3番の方が言われていたように、淡々と進めてもらえたらなと思います。

司会者

淡々と聞くべきことを聞いてもらえれば、それで十分じゃないかということですか。

裁判員経験者2番

はい。

司会者

質問の意図の分かりやすさについてはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3番

証人の話を聞きましたが、被告人を守りたいという気持ちが強くて、なかなか質問と答えがかみ合わなかったりして大変分かりづらかったです。今回一番難しかった

たのが、証人の方のお話でした。どう理解したらよいのか悩みました。

司会者

質問の仕方を工夫したほうがいいのではないかということですか。それとも、証人の答え方が意図的に避けているという印象があったということでしょうか。

裁判員経験者 3 番

印象の問題かもしれませんが、被告人を守りたいということが感じられて、果たして本当なんだろうかと思ってしまいました。とても惑わされる場面でした。質問の内容で、うまく聞いていただく方法もあったのかもしれませんが。

司会者

証人が、被告人にとって都合の悪いことを答えるのを避けていることが分かるような質問をすべきだったということですか。

裁判員経験者 3 番

そうですね。「避けているんですか？」というような。

裁判員経験者 4 番

被告人が重度の精神障害で、法廷の中での質問もよく分からない部分もありましたが、回答がほとんど聞き取れない状態で、被告人が何を言っているか、最初から最後までよく理解できませんでした。検察官、弁護人も質問していましたが、回答が聞き取れないし、分からなかったです。状況や供述調書を参考に結論を出さざるを得なかったのですが、質問の仕方を「イエスかノーか。」みたいな感じで、端的な答えを求めるようなものが良かったのではないかと思います。筋道立てて考えないと答えられないような質問が結構多かったのですが、そういった病気の方に対しては、もっと端的な答えを求める方が、裁判員としては分かりやすいと思いました。印象としては、質問自体が難しすぎるんじゃないかということです。答えやすい質問の仕方をすれば良かったと思います。

司会者

証拠調べが終わりますと、検察官の論告や弁護人の弁論を聞くことになりますが、内容が十分に理解できたかどうか、あるいは時間の点など、御感想のある方はいらっしゃいますか。

(発言なし)

司会者

特に、分かりにくかったという御感想をお持ちの方はいらっしゃらないですかね。

評議・判決についての感想・意見

司会者

評議についての御感想，御意見をお伺いしたいと思います。評議では，自分の意見を十分に述べることができましたか。

裁判員経験者 1 番

私の事件では被害者が被告人の父親であることもあって，厳罰を求めていますでしたが，どれくらいの刑にするべきかについて裁判官と裁判員の全員で話し合いをして，全員で納得した上で判決に至りました。犯した罪の重大性をしみじみと感じながら評議しました。私自身の意見については，それなりに話せたのではないかと思いますし，私の意見に対して裁判官からも十分に答えてもらえたと感じています。

裁判員経験者 2 番

評議では，自分の意見を十分に言えたと思っています。評議中に話しにくい雰囲気はありませんでした。最初の日には裁判員全員が遠慮がちだったのが，2日目，3日目と進むうちに，段々と話し合っていくことができたと思います。

裁判員経験者 3 番

自分の意見は十分に言えたと思います。初めて顔を合わせた者同士なのに，よくもこれだけ話せたものだと思っています。

裁判員経験者 4 番

自分の意見を十分に言えたと思います。昼休みに雑談をする関係にもなって，評議の雰囲気は良かったと思います。

裁判員経験者 5 番

十分に自分の言いたいことを言えたと思っています。他の裁判の経験がないので比較することはできませんが，評議の進行についても妥当な進行だったと思います。

裁判員経験者 7 番

普段は人見知りであり積極的に話をする方ではありませんが，評議では自分の意見を言えたと感じています。裁判官が我々から積極的に意見を吸い上げようとしているという印象を受けました。私以外の裁判員も，初日は緊張していましたが，段々と日にちを重ねていくうちに，それぞれの職業の経験を生かした良い意見が出たのではないかと感じています。

司会者

特に評議の時間が長すぎて負担だったとか、それとも短かったなどという観点の感想はありますか。

裁判員経験者 7 番

長くは感じなかったですし、ちょうど良かったです。また、タイミング良く身体のことを気遣っていただき休憩を入れていただけたので、負担になることはありませんでした。

裁判員経験者 8 番

最初のうちは、なかなか意見が出なかったのですが、評議が進むにつれて、皆から段々と意見が出るようになりました。私の担当した事件では、皆が一生懸命に評議に集中していたので、大変疲れました。でも、ちょうど良いタイミングで休憩をとってもらえたので、良かったと思います。

法律家からの感想

司会者

裁判員経験者の方々が話された内容について、御感想をお聞かせください。

吉武検事

冒頭陳述については、概ね分かりやすいという評価を頂きましたが、できれば、もっと批判的なご意見を頂戴したかったと思っています。先ほど、被告人質問が嫌みな感じだったということでしたので、それ以外でも是非とも検察官の訴訟活動について、こういった点に問題がある、そこまではいかなくとも、この点を改善すればより良いのでないか、といったことがあれば教えていただければと思います。

尾形弁護士

アンケート結果から、ある程度は予想していましたが、裁判員経験者の声を生で直接聞かせていただき、改めて、弁護人の活動を頑張っていかなければいけないと感じました。

最後に、一つだけ質問ですが、弁護人の弁論が評議のなかで、どの程度参考になったのか、参考になった場合どういうところが参考になったのか、感想などをお聞かせください。

裁判員経験者 4 番

最後のまとめということでは、スタートに比べれば、結論の導き方、言い回し

は流石にプロだと思いました。問題はプレゼンかと思います。弁護士の方には、レベルアップのための研修などをしていただいて、被告人になっても、安心して任せられるような弁護人をもっと増やしてもらえたらうれしく思います。

有賀判事

今日は、私が御一緒しなかった裁判員の御意見もお聞かせいただいて、とても参考になりました。法廷で事件の内容を理解していただき、評議で十分に意見を言っていただく、そういう裁判ができるように、今日の御意見を役立てさせていただきたいと思います。

報道機関からの質問

司会者

記者の皆さんから、何か質問などありましたらお願いします。最初に幹事社から代表質問をお願いします。

朝日新聞（幹事社）

犯行現場の写真などを見て、実際に負担を感じることはありましたか。

裁判員経験者 1 番

後になって思い出すことはありました。見た時点では半分興味があって、ストレスも何も感じなかったのですが、後になって頭の中に画面が出てきたら、どう対処したらいいのかと思うことはあります。事件の内容によっては、生々しい写真が頭の隅に残ってしまい、後になってストレスを感じて、その症状に出してしまうのではないかと考えています。

裁判員経験者 2 番

私は衝撃的な写真を見ましたが、思い出すこともありませんし、負担になることもありません。

裁判員経験者 3 番

犯行状況について、イラストで説明がありましたので、負担になることはありませんでした。ただ、問題点として、裁判員裁判だからこの資料は見せないとか、裁判員裁判以外の裁判だから見せるといった区別があるのは、正しくはないと思っています。裁判員裁判では、素人に見せるから、こういうふうな工夫が求められていると感じました。

裁判員経験者 4 番

私が担当した事件ではほとんど写真はありませんでした。3番の人が言ったように、取捨選択し過ぎることがいいのかという問題は残ると思います。

裁判員経験者 5 番

生々しい写真は一切ありませんでしたので、負担になることはありませんでした。

裁判員経験者 7 番

写真は最初にモノクロ写真で示されて、その後カラー写真を見ました。普段見ることのない写真を見て、周囲の人から、どうだったの聞かれましたが、「別に。」と答えました。自分はずいぶん図太いと思いました。生々しい写真でも、事件を公平に判断する上では、私は必要と思っています。先ほども話しましたが、最初にモノクロで、その後カラーで見せる工夫はとても良かったと思います。個人差はあるので、心に負担の掛かった人に対しては、その後のケアが問題だと思いました。

裁判員経験者 8 番

怪我の程度を写した写真は見ましたが、ストレスを感じることはありませんでした。

読売新聞

守秘義務については、裁判中、裁判後どのようにお考えになりましたか。それは日常生活に負担になりましたか、所見をお聞かせください。

裁判員経験者 1 番

私は、最初なんでも話してはいけないと勘違いをしていました。始めに裁判官から説明があり、評議の中身は話してはいけません、と言われ、裁判が終わった後も話してはいけないと注意されました。話してはいけないことと、いいことの区別は、裁判官の説明で理解できました。日常生活で辛いと思ったこともありません。

裁判員経験者 2 番

周りの人に守秘義務のことは言っていたので、そのことで周りから聞かれることはありませんでした。話していいことと、いけないことの取捨選択が負担にならないかと言えば、負担になりますけども、一、二箇月過ぎれば、周りの人の興味もなくなってきた、裁判のことを聞かれることもなくなりました。気が付けば、そんなことがあったことも自分自身で忘れていたくらいで、全く負担になることはありません。

裁判員経験者 3 番

守秘義務について辛いと感じたことはありません。考えてみるとすごくシンプルで、法廷であったことは表に出ていることだから話してもいいこと、評議であったことは中であったことだから話していけないこと、と簡単に区別ができたので悩むことはありませんでした。

裁判員経験者 4 番

ほとんど問題にならないと思います。内と外の問題だけなので、その区別に悩むことはありませんでした。

裁判員経験者 5 番

守秘義務の範囲は、十分理解しています。難しいと思うのは、裁判員を経験したことで、裁判について人から聞かれることが多く、世間話の中で、つい言ってしまわないかと心配になって、気を遣うことは未だにあります。区別で悩むことはありません。

裁判員経験者 7 番

周りの人に聞かれて、一瞬考えてから答えるようにしています。悩むことはありません。言っていることと、言っはいけないことを一旦考えて、口に出すようにしてますし、聞く人もあまりいなくなっているので、負担を感じることはもうありません。

裁判員経験者 8 番

選ばれた時点で、守秘義務のあることは周りの人が知っていて、むしろ、周りの人が神経質になっていたような感じです。裁判が終わってからは、なんで聞いてくれないのかと思ったくらいです。今は忘れられました。

読売新聞

守秘義務について、裁判所からの説明が分かりにくいということはありませんか。あれば、その経験をお話ください。

(発言なし)

司会者

裁判所の説明が分かりにくかった、という人はいないようです。

毎日新聞

この意見交換会で、裁判員経験者 5 番の方は氏名を出されていますが、出すこと

で心配したことはありますか。

裁判員経験者 5 番

判決後の記者会見にも出ましたが、そのときは氏名や写真等の一切の個人情報を出さないことを条件に応じました。その日の報道や翌日の新聞に載って、自分のことが知れ渡り、あまり騒ぎになっては、日常生活上、負担になると思ったからです。しかし、今回は裁判員経験者の意見を聞きたいということでしたので、名前を出しても大丈夫と思いました。

福島テレビ

これから選ばれる人に対して、アドバイスをお願いします。

裁判員経験者 1 番

日頃の仕事が忙しいとは思いますが、このような機会でないとは参加できないと思います。裁判官ではなく、裁判員ですので、市民の目から見てどう考えるかということだと思います。分からなければ聞けばいいし、裁判官も丁寧に説明してくれますので、私はストレスは感じませんでした。最初は、誰でも不安や戸惑いはあると思いますが、案ずるより産むが易しという感じです。積極的に参加してほしいと思いました。

裁判員経験者 2 番

私は行きたくて行ったので、選ばれてラッキーと思いました。非常に良い経験をさせていただきました。私は負担を感じることはありませんでしたが、私の知り合いで個人営業の人は、間違いなく行けないと言っていました。参加できるのであれば、参加したほうが良いと思います。

裁判員経験者 3 番

裁判なんて分からない、というところで、みんなやりたがらないと思います。しかし、分からなくとも来てみれば、きちんと素人にも分かるように裁判官が説明してくれるので、大丈夫だよ、ということをお伝えたいと思います。

裁判員経験者 4 番

私は 4 日日程でしたので負担に感じませんでした。事件によっては、もっと長くなることもあるだろうし、全国紙に載るような重大事件はかなり辛いと思います。私の場合、量刑だけが争点でしたので、あまり悩まなかったですが、争いのある事件はかなり辛いのではないかと思います。ケースバイケースで考える必要があると

思いました。

裁判員経験者 5 番

私も裁判員裁判に興味があって進んで参加しました。少しでも興味があれば参加したほうが良いとお勧めします。実際自分でやってみてくるとあるもので、少しでも物事の見方が変われば、自分にとってプラスになるのではないかという思いです。呼出状が来た人には、進んで行って来いとりたいくらいです。

裁判員経験者 7 番

事件の内容にもよりますが、職場の人には、大丈夫、私でもやれたから、と言っています。もし、他の人が選任されたら、頑張ると言います。私自身は、職場の理解があって、協力的でよかったんですが、介護をしている人もいるかと思うので、そのような方々のサポートも必要かと思えます。

裁判員経験者 8 番

私はやって良かったと思っています。通知が来てから裁判員に選ばれるまでに、担当者から、こういうことであれば辞退はできますとか、選ばれた後の手続を説明してもらえたら、もっと良かったと思います。

民友新聞

裁判員裁判を経験し、改めて、何が一番課題だと思われているのか、あればお話をください。

裁判員経験者 1 番

素人にとって、刑の重さを決断するのは難しいと思いました。裁判官から量刑の傾向を示された上で量刑を決めましたが、今でもそれが正解だったのかと思うところがあります。やはり、素人が1日、2日で決断しなければならないというのは難しいと思いました。

裁判員経験者 2 番

1 番の方と同じく、一番に考えなければいけないのは量刑、刑の重さですので、難しいことだと思います。逆にそれ以外は、負担には感じませんでした。

司会者

どうしてこの事件ではこの刑が必要なのかについて、一般の人にも分かるように、検察官、弁護士、裁判官はきちんと説明しなければいけない、ということでしょうか。

裁判員経験者 2 番

そうです。そうしてもらえれば助かります。

裁判員経験者 3 番

刑の決断には大変気持ちが動きました。何日もかけて話し合いをしていますので、それが良かったのか、悪かったのかの心の迷いは今はありません。課題としては、裁判は分からない、分からないから怖い、不安という気持ちだと思います。

裁判員経験者 4 番

男女比、年齢構成など裁判員の構成というか、意見の偏りがあった場合どうするんだろうかと思っています。課題を挙げるとすればこの点だと思います。

裁判員経験者 5 番

数学の問題を解くのと違って、裁判自体にはもともと正解はないと思っています。正解のない問題に取り組んで概ね妥当と思われる結論を、限られた日程で出さなければいけないという難しさはあると思います。もっと日程が長ければよい結論が出せたかと言ったら、これも自信はありません。これが難しい点だと思います。

裁判員経験者 7 番

素人と職業裁判官との差は致し方ないことですし、私たちが知らないことは裁判官が教えてくれるので、その溝は埋まっていくと思います。課題もそこにあると思いますが、我々素人が意見を述べることに裁判員裁判の意義があるものと思います。分からないことは、裁判官と納得するまで話し合うしかないと思います。

裁判員経験者 8 番

新聞で、裁判員裁判の量刑が、裁判官による裁判の 1.5 倍という記事を見たことがあります。どうしても、人情的、感情的な事件では、そうになってしまうのかと感じました。これまでの量刑の傾向を示して、我々の意見を聞くことが裁判員裁判の意義だと思います。

司会者

それではこれで意見交換会を終了します。皆様、お忙しい中ありがとうございました。

以 上